

有給休暇の指定義務化とは

Q 有給休暇の取得が義務化されると聞いたのですがどういうことでしょうか？

A 2018年6月に働き方改革関連法が成立し、有給休暇の取得に関する法改正がありました。

2019年4月より年5日の年次有給休暇を対象労働者に取得させることが全ての使用者の義務となります。対象者は年次有給休暇が10日以上付与され、年間の有給休暇取得が5日未満の労働者（管理監督者・有期雇用労働者含む）です。

使用者は年次有給休暇取得が5日未満の労働者に対し、時季を指定して有給休暇を取得させなければならない、時季指定については労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に沿うよう努めなければなりません。

例えば、4月1日に入社した労働者が6か月間継続勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した場合には10月1日に年次有給休暇が10日付与されます。この10月1日が基準日となり、翌年9月30日までの1年間に5日の有給休暇を取得させなければなりません。

労働者それぞれの取得状況を把握するため、各人別の有給付与日、付与日数、取得時季、取得日数を記録する「年次有給休暇管理簿」の作成と3年間の保存が使用者に義務付けられます。

今回の法改正により年5日の有給休暇を取得させなかったり、労働者の請求する時季に有給休暇を与えなかったなどの違反があった場合には、対象労働者1人につき6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられることがあります。

休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項のため、年次有給休暇の時季指定を実施する場合は就業規則の整備も必要となります。施行日が近づいているので、早めの対応が必要です。